

申込方法

- ・研究林利用申請が許可されている方のみ、無人航空機飛行のお申込みができます。
- ・芦生研究林内で無人航空機の飛行をご希望の方は、事前に飛行計画を提出してください。
- ・飛行計画の提出はオンラインフォーム (<https://forms.gle/n2MqN82NetWtTS7j7>) からお願いします。

飛行条件

- ・利用者には以下の要件が必要です。
- 1.関係法令や無人航空機の特性に関する知識が十分にあること。
 - 2.使用機体の操縦技量が十分にあること。
 - 3.森林内や山がちな地形での飛行を経験していること。または、その経験者が同行し監督すること。
 - 4.使用機体を対象にした賠償責任保険に加入していること。例えば、[エアロエントリー（外部リンク）](#)や[東京海上日動（外部リンク）](#)のドローン保険などがあります。
 - 5.使用機体の登録申請を済ませていること。改造または自作した機体は、その旨を申告していること。
 - 6.航空法などにより許可が必要な飛行を行う場合は、事前に許可申請を済ませていること。
 - 7.研究林外の私有地（集落や民有林）の上空を飛行させる場合は、事前に所有者や管理者に承諾を得ること。研究林の敷地を示す GIS データを提供できますので、必要な場合はお知らせください。
 - 8.飛行にあたっては、[国土交通省が定めた無人航空機の飛行ルール（外部リンク）](#)を遵守してください。また、[電波法（外部リンク）](#)や[民法（外部リンク）](#)等の法律や製造者が定めた取扱注意事項、自ら定めた飛行手順、当ガイドラインを遵守して、事故等の防止に万全を期してください。
 - 9.飛行する際は、前日までに芦生研究林に連絡を取り、当日はチェーンゲート付近に飛行日時と飛行エリアの地図を掲示してください。

注意事項

研究林内での無人航空機飛行に関わる以下のような特殊事情を理解したうえで、飛行計画の作成、飛行の実施を行ってください。

- ・樹木や地形の関係から、研究林を広範囲に飛行させる場合は目視外飛行になる場合が多いことをご承知ください。
- ・研究林内では通信キャリアは不通になります。ネットワーク環境が必要な設定はあらかじめお済ませください。
- ・研究林内は樹冠が閉じている場所が多く、発着点が限られています。事前に下見を行うことを推奨します。

・研究林内には他の研究者、教職員やガイドツアーの団体等がいることがあります。飛行範囲に第三者が立ち入らないよう必要に応じて補助者を配置してください。また、他の利用者との兼ね合いで飛行実施について事前に調整する場合があります。

・谷部は無風でも尾根部では強い風が吹いている場合があります。事前に気象情報を確認してください。

・飛行中に機体が所在不明になる等の不測の事態に対応できるように、飛行計画には時間的余裕を十分に持たせてください。平日の午前中に飛行することを推奨します。

・空撮を行う場合は、個人のプライバシーを侵害することの無いよう配慮してください。

・撮影した画像や映像を教育研究以外の目的で公開する場合は研究林の許可が必要です。無許可での公開は行わないでください。

・無人航空機の事故によって林内で発生した全ての補償費用は利用者に負担していただきます。

・林内での機体等の損害・破損について、研究林では一切の責任を負いかねます。

緊急時の対応

・無人航空機の事故等が発生した場合は研究林事務所に報告してください。

・墜落した機体は捜索して、回収してください。

・墜落機体から火災が発生した場合は必ず初期消火を試みてください。初期消火が不可能と判断した場合は、速やかに消防および研究林事務所に連絡してください。

・消火スプレーを貸し出しますので、常に携帯しておいてください。

・緊急時の連絡手段として無線機や衛星携帯電話が必要な場合は、事前に事務所までご相談ください。